

つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 172号 2010.10.15 発行 社会政策研究所

知的障害者 体育の祭典 あす16日から大阪府内6会場でフェスタ

産経関西 2010年10月15日

知的障害のある人たちの体育の祭典、第29回「スポーツフェスタ2010大阪」(主催、大阪知的障がい者スポーツ協会)が16、17日、大阪市東住吉区の長居第2陸上競技場など、大阪府内6会場で開催される。

知的障害のある人たちに体育活動を通じて社会参加を図ってもらうのが目的で、今年は大阪府を中心に計2240人が参加。16日午前9時半、長居第2陸上競技場で開会式を行った後、各会場に分かれて陸上、水泳など計9種目で力を競い合う。

各競技の開催日、会場は次の通り。

16日=陸上、フライングディスク、レクリエーション(長居第2陸上競技場) 17日=水泳、卓球(長居障害者スポーツセンター)、サッカー(府立大和川高校) 16~17日=ソフトボール(長居公園運動場)、ボウリング(新大阪・イーグルボウル)、バスケットボール(なみはやドーム)

追跡・累犯：/ 1 揺れる「更生」/ 出所しても...

毎日新聞 2010年10月13日

社会の支援こそ必要

知的障害や高齢という事情を抱えつつ、社会と刑務所を行き来する人たちがいる。なぜそうなるのか。身元引受先のない出所者の約15%を自立困難な障害者、高齢者が占めるとの試算もあり、社会支援の乏しさが背景に浮かぶ。裁判員裁判を通じて「罪と更生」が改めて注目される中、刑事司法と福祉のはざまに落ち込んだ「累犯者」の姿を追った。

52歳・知的障害者「刑務作業楽しい」

拘置所の息子からの手紙や、映画「男はつらいよ」の舞台を息子と訪れた写真に父親が手を重ねた=京都府内で、貝塚太一撮影

被告席に立つのは3回目だった。今年1月、関西地方の簡易裁判所。京都府の男性(52)はさい銭を盗んだとして2度目の執行猶予中、今度は自転車窃盗の罪に問われた。知的障害があり、知能は5~9歳程度。

弁護士「自転車を盗んだらどうして裁判になるんですか」

男性「窃盗やから。紙(起訴状)に書いてますから」

弁護士「前の裁判で言われたことを覚えてますか」



男性「剣道の練習を頑張りなさいと」
どこかすれ違うやりとり。代わって検察官が質問する。

検察官「なぜ自転車を取ったのですか」

男性「(歩いて)足が痛くなったからね」

罪を認めたが、「泥棒は悪い」と繰り返すばかりで法廷に身を置く深刻さは感じられない。検察は懲役1年を求刑した。逮捕前から男性を支援し、裁判を傍聴した社会福祉協議会の責任者は「誰かに教えられた『音』として『悪い』と話すだけ。なぜ悪いのか、本当の意味で理解していない」と言う。

弁護人は心神耗弱を主張した。判決は知的障害を認定する一方で「物を盗むのが悪いことと十分理解できる」と懲役8月の実刑を言い渡した。

京都府にある男性の実家を訪ねた。84歳になる父親は「本人は警察や検察に言われた通りに答えるのを名誉なことだと思っている」と嘆く。

両親は男性が20歳ごろから知的障害者入所施設に20年近く預けた後、自宅に引き取った。父親が定年退職し、時間をかけて自立の手助けをしようと考えたからだ。家にいれば問題を起こさない。放浪した時だけ警察の世話になる。

執行猶予中、父親は「息子の生活の見守りが必要」と、社会福祉協議会に相談した。母親の認知症が進み、父親自身がんの手術を受けた。男性が家を飛び出し、旅先で自転車を盗んだのはそのころだ。花見や紅葉の季節になったり、生活の変化で不安を覚えると放浪と野宿を繰り返す。社協の責任者は「行動の傾向がつかめ、対策を取る矢先だった。次の罪を犯さないためには福祉の支援こそ必要なのに」と残念がる。

法務省は再犯防止を重要政策に掲げる。軽微な犯罪の場合、福祉施設などの身元引受先がしっかりあれば検察側が起訴を見送ったり、裁判所が実刑を避け、更生を社会に託すケースも出始めている。省内からは「福祉が刑務所に代わる受け皿となりうるのなら、有効だし実情にも合う」(幹部)という声も漏れる。近年、刑務所に刑務作業すらできない高齢者や障害者が少なくないという現状が指摘されていることが背景にある。

この夏、大阪拘置所で男性に面会した。「夢見るんですわ。泥棒してバットで殴られる夢。だからもうしません」。初対面でも屈託のない笑顔だ。「仕事(刑務作業)は楽しい」「(父親に)元気で頑張ってます、と言ってください」。最後も笑顔だった。

弁護人は「刑が重すぎる」として上告したが9月に棄却され、執行猶予が取り消された分も含め1年半の刑が確定した。【長野宏美】=つづく

09年の新受刑者のうち 知能指数70未満23%、65歳以上7%

07年版犯罪白書は過去約60年間に発生した犯罪を分析し、罪を犯した人の3割が再犯者で、起こした事件件数では全体の6割を占めている実態を指摘した。

再犯傾向を詳しく調べると、短期間に罪を重ね、刑務所に何度も入る「累犯者」の中に高齢者や知的障害者が多いことが分かってきた。09年の新たな受刑者のうち、65歳以上は2100人で全体の7%。この10年間で約3倍に急増した。知的障害の疑いがある知能指数70未満の新受刑者も6520人で、23%を占める。

福祉関係者からは「地域で適切な福祉の支援を得られないことで生きにくい環境に置かれ、犯罪につながりやすくなっている」との声が上がり始めた。これまで切り離されてきた刑事司法と福祉は連携を求められ、大きな転換期を迎えている。

市民が刑事裁判に参加する裁判員制度が09年5月に始まり、「裁かれた後」にも関心が集まる。社会的に弱い立場にある人たちの犯罪と更生にどう向き合うのか。ともに社会で生活する私たち自身が問われている。

路上生活の経験多く

法務省が再犯防止を重要政策に位置づける中、再犯が多数に上り、社会的支援の弱さが犯罪につながると指摘される知的障害者と65歳以上の高齢者について毎日新聞は再犯歴のある各10人ずつ計20人にインタビューした。罪に至った理由や刑務所出所後の支援

状況を聞いたところ、大半が生活苦から再犯に及んでおり、10人が路上生活の経験を持っていた。

刑務所出所者が一時的に身を寄せる民間の更生保護施設や福祉施設、非営利組織(NPO)などに協力を求め、取材に応じると答えた人から順に面会した。その際、取材に正確を期すため、施設職員ら支援者に立ち会ってもらった。

主な罪名別では、窃盗が19人で、大半が食料品などの万引き。1人は詐欺。10回以上の服役経験があったのは4人で、最多は19回。窃盗罪の場合、過去10年で3度以上6月以上の懲役を受けると、常習累犯窃盗罪に問われ、窃盗罪より重い3年以上の懲役刑となる。このため、万引きの繰り返しで人生の半分以上を刑務所で送った高齢者もいた。

また、服役後も身を寄せる場所がなく、再び路上生活に戻ったケースも目立った。前回の刑務所出所(または釈放)から再犯までの期間で見ると、判明した18人のうち11人が6カ月未満。出所後の支援がなく、生活苦から再犯に走る実態が浮かんだ。【坂本高志、石川淳一】

=====

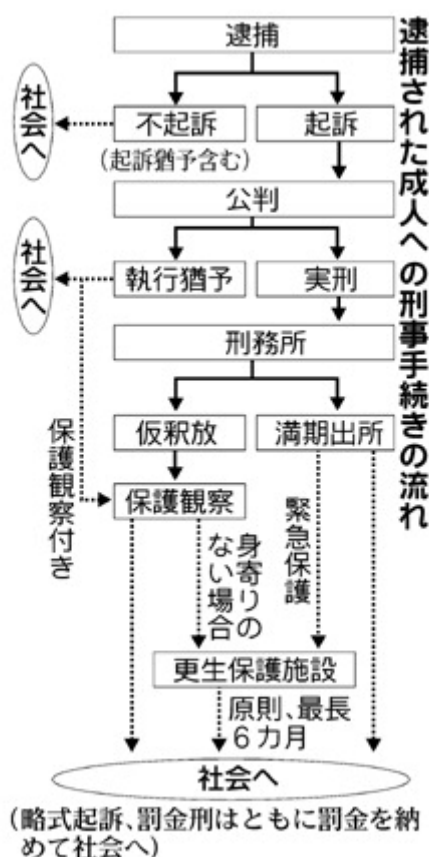
インタビューに応じた人たち

	入所回数	主な罪名	路上生活経験	主な発言
【知的障害】				
(1) 男性(45)	7	窃盗(置き引き)	無	お金をためて結婚したい
(2) 男性(27)	2	窃盗(銅線盗)	有	お金の管理は自分ではまだ無理
(3) 男性(54)	4	窃盗(万引き)	無	相談に乗ってくれる人がいなかった
(4) 男性(31)	3	窃盗(さい銭盗)	有	結婚はしたい。今は特に思う
(5) 男性(63)	1	窃盗(万引き)	無	つらいことがいっぱいあった
(6) 男性(49)	3	窃盗(万引き)	無	地元だとまたやってしまいそう
(7) 男性(58)	4	窃盗(車上荒らし)	有	福祉の支援なんて考えなかった
(8) 男性(52)	0	窃盗(さい銭盗)	有	泥棒して殴られる夢を見るんです
(9) 男性(40)	4	窃盗(万引き)	無	刑務所に戻りたくないが自信ない
(10) 男性(63)	12	窃盗(自動車盗)	無	出所時、生活できる金があったら
【高齢者】 65歳以上				
(1) 男性(69)	8	詐欺(金券詐欺)	無	口先だけで自分を飾ってきた
(2) 男性(68)	19	窃盗(万引き)	無	今まで無駄な生活をしてきた
(3) 男性(69)	3	窃盗(空き巣)	有	無銭飲食して逆戻りしようかと
(4) 男性(66)	2	窃盗(万引き)	有	食事は5日くらい我慢してたかも
(5) 男性(72)	13	窃盗(万引き)	有	もう年だし、できる仕事もない
(6) 男性(69)	7	窃盗(万引き)	有	できるなら量の上で往生したい
(7) 女性(67)	5	窃盗(万引き)	無	孫が生まれ、絶対最後にしないと
(8) 男性(74)	17	窃盗(万引き)	有	刑務所に40年近くいてしまった
(9) 男性(72)	3	窃盗(置き引き)	無	本来の自分に戻るチャンスだと
(10) 男性(68)	2	窃盗(万引き)	有	60歳の誕生日を留置場で迎えた

すぎなみ障害者生活支援コーディネーター・赤平守さんの話

孤立防止が最優先 - - 出所した知的障害者を支援する「すぎなみ障害者生活支援コーディネーター」(東京都杉並区)の赤平守さんの話

知的障害や高齢といった要素に、過酷な生活歴や貧困、差別が絡み合い、生きる力が奪われてしまう。出所後の支援をする上で最も大事なものは、社会で孤立させないことだ。



追跡・累犯： / 2 福祉との細い糸 刑務所に入れば手がかりは手紙だけ

毎日新聞 2010年10月14日

コンクリートの一室で、野球帽を目深にかぶった作業服姿の男性（63）が自動車部品を分解する作業をしていた。室内のほかの男性2人と会話はない。

横浜市の知的障害者入所施設。昨年7月、栃木県の黒羽刑務所を満期出所し、ここで重度の知的障害者たちと暮らす。

なぜ刑務所に？ 横を向いて「ちょっとのことだよ。お菓子とか取っただけ」。初の服役だった。「刑務所ではたいてい（房の）外に出て遊んでた」。独り言のような語り口に、服役の意味が理解できた様子はない。

07年8月、横浜簡裁。検察は「万引きの前歴が21件。執行猶予は無意味」と主張。弁護人は「刑罰を理解する能力に欠ける。服役に意義はない」と擁護した。そのさなか、被告人席の男性は居眠りをしていた。判決は懲役10月。執行猶予も取り消され、計1年10カ月の服役が決まった。



自動車部品を解体して基盤を取り出す男性。単調な生活にも不満をもらすことはないという＝横浜市内で森田剛史撮影

横浜市に生まれ、生後11カ月の時に日本脳炎で3日間意識を失った。てんかんの発作が続き、15歳で精神科病院に入院。両親は面会に来なくなり、33歳で退院して自立を始めたという。

85年から10年ほど男性がいた勤務先の上司を訪ねた。「箱作りだけの単純作業だが、誰より熱心だった。黙々と打ち込んでいたよ」。アパートを探したり、居酒屋で男性が好きなビールをおごった。だが万引きの悪い癖がついていた。

この会社を辞めてからのことは本人もよく覚えていない。横浜で知的障害者の自立をサポートする「訪問の家」の岩屋文夫さん（47）が、自治体の依頼で男性を訪ねたのは04年夏。自宅アパートは電気・ガスも止まり、ろうそくの火で暮らしていた。岩屋さんと出会った後も万引きは続いた。

しばらくは送検されない微罪処分ですんだものの、06年には起訴、執行猶予付きの判決が出た。岩屋さんらは「今度やったら刑務所だよ」と言い聞かせたが、翌年も事件を起こした。

刑務所に入れば生活保護や福祉サービスは打ち切られる。支援者でも、受刑者がどこの刑務所にいるか知る仕組みはなく、受刑者本人が出す手紙だけが手がかりだ。満期出所し、行方につかめなくなることも珍しくない。

「このままでは福祉と縁が切れ、再び支えるのは難しい」。岩屋さんは男性の逮捕後、出所した時に備えて知的障害者入所施設に引き受けを頼んだ。まだ拘置所にいる男性にあて先を書いたはがきを差し入れ、「（判決が確定して）刑務所に移ったら、必ず居場所の連絡を」と念を押した。しばらくして、黒羽刑務所にいるとの手紙が届いた。

施設では、再犯しないための支援策を何度も話し合ったうえで、出所の日には刑務所前でも出迎えた。こうして、男性は再び福祉につながった。

「今の楽しみ？ 作業とか日曜に買い物に行くこととか……」。男性は目を野球帽の下に隠したまま作業に戻った。施設長は言う。「彼は過去の経験が積み重ならず流れていく、砂時計のような人生を送ってきた。職員が彼の人生に寄り添い、人とのかかわりを感じられるよう支えていかなければ」

ここに来て1年が過ぎた。男性は事件を起こしていない。【石川淳一、長野宏美】

追跡・累犯： / 3 中高年にも「療育手帳」 障害気づかれず、福祉と無縁に成長

毎日新聞 2010年10月15日

今年8月。長崎県内の福祉施設で暮らす50代の男性は、あるNPO法人の担当者とテーブルを挟んで向かい合った。その場で、年金証書と預金通帳、銀行印の管理を委託する契約を交わした。

「あなたを守るサービスです」。男性はうなずいて、「感謝している。自分じゃ勝手に使ってしまうこともあるから」と日焼けした顔をほころばせた。

男性は刑務所を出た後、出所者を一時的に受け入れる更生保護施設「雲仙・虹」（同県雲仙市）を経てグループホームに移った。日中はリサイクル品を選別する軽作業をこなす。福祉に支えられた生活は初めてだ。

罪を重ねる知的障害者は幼少時代に障害が発見されず、福祉と無関係に成長したケースが多いとされる。雲仙・虹で男性をサポートした社会福祉士の大坪幸太郎さん（31）は「本来、福祉に守られるべき人。温厚な人だし、もっと違った人生があったはず」と語る。

自動車製造、土木作業、解体、清掃……。仕事を転々とした。金がなくなれば路上で生活し、盗みを重ねた。4度の執行猶予の後には、実刑判決を受けては社会と刑務所を行き来する人生だった。転機は今年2月。大坪さんたちの助言を受けて「福祉のパスポート」と呼ばれる「療育手帳」を初めて取得した。男性は「こんな助けがあるなんて知らなかった」と言う。

原則として、療育手帳は18歳までに知的障害が見つかった人に交付される。だが、社会的支援がないまま罪を繰り返す知的障害者を福祉につなぐ取り組みが進み始め、最近では年齢が高くても交付されることが増えている。男性は簡単な足し算や掛け算も難しく、障害程度は「重度」と認められた。

とはいえ、男性を巡るすべての課題が解消したわけではない。「さすらいの旅に出ます」。こんな書き置きを残して施設を飛び出し、保護されたことも数回ある。男性の社会復帰を支える長崎県地域生活定着支援センターの主任相談員、副山明則さん（56）は「嫌なことがあっても、我慢した方が自分を守れるんだという意識を持てるか。それが課題です」と話した。

今までうち解けて話す相手がいなかった。「ここで初めて、相談に乗ってもらえた」。6月下旬、東京都内の更生保護施設で男性（54）がふと漏らした。買い物、借金、万引きの繰り返しで4度刑務所に入った。「話し合える人がいないと、また変な道に行ってしまう」

特別支援学級に通っていた。小学校で母を、中学校で父を亡くし、教護院に送られた。16歳で上京し、印刷工場で働いたが、先輩に貯金をだまし取られて「やけを起こした」という。

4回とも仮釈放が許可され、出所後は更生保護施設へ。過去3回はホテルの清掃などの仕事を自分で見つけ、自力で生きてきた。今回たどり着いたのは福祉スタッフのいる施設。職員が男性の障害に気づき、療育手帳を取得した。7月からは、生活支援のNPO施設に身を寄せる。

更生保護施設の施設長は自戒を込めて言う。「障害に気づかれず、支えがないままならまた犯罪に走っていたかもしれない。更生保護施設は、出所者を自立させて送り出すことが目的だったが、福祉の支援を利用することも大切だ」【銭場裕司】 = つづく

=====

ことば 療育手帳

日常生活に支障がある知的障害と判定された人に都道府県知事が発行する。障害の程度に応じた福祉サービスや税の減免を受けられるほか、交通機関の割引利用もできる。08年度末の交付者は約78万人。療育手帳を持たない潜在的な知的障害者はもっと多いとの指摘もある。

特別障害者給付金の引き上げ求める声も—民主 PT

キャリアブレイン 2010年10月14日

民主党政調査会の「障がい者政策プロジェクトチーム(PT)」は10月14日、8回目の会合を開き、障害者自立支援法の見直しの在り方について、関係団体からヒアリングを行った。出席団体からは、無年金障害者救済法に基づいて無年金障害者に支払う特別障害者給付金の引き上げを求める声など、自立支援法の見直しにとどまらず、障害者施策への幅広い意見が出された。

ヒアリングには、日本アビリティーズ協会 全国社会就労センター協議会 全国精神障害者地域生活支援協議会 日本障害者協議会 難病をもつ人の地域自立生活を確立する会 制度の谷間のない障害者福祉の実現を求める実行委員会—の6団体が出席した。

会合後に記者会見した同 PT の谷博之座長によると、出席団体からは、障害福祉サービスの利用者負担の無料化を訴える主張や、自立支援法改正では相談支援事業の見直しをせず、同法に代わる新法として内閣府の「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」で議論が進められている「障害者総合福祉法」(仮称)で対応すべきとする意見が出た。

一方で、自立支援法の枠組みを超えた意見も複数上がったという。具体的には、在宅難病患者への訪問介護などを行う難病患者等居宅生活支援事業の予算が未消化のため、余剰予算を新たな障害者施策に使うべきとする提案や、制度上の理由から無年金になってしまった障害者に支払う特別障害者給付金の金額を引き上げるべきとする意見などが出た。谷座長はこれらの意見に対し、同給付金額の引き上げについては、「検討したい」と前向きな姿勢を示した。

「認知症医療、医師対応だけでは限界ある」—厚労省検討チーム

キャリアブレイン 2010年10月14日

厚生労働省は10月14日、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の9回目の会合を開き、認知症患者に対する精神科医療体制を再構築するための取りまとめの議論に入った。事務局から認知症対策を議論した第2期(第5-8回)の論点が表示され、構成員らからは「精神科医療=医師によるもの」では対応に限界があり、精神科医療にかかわるすべての職種との役割分担と連携が欠かせないとする意見があった。

事務局は第2期の議論を「認知症患者に対する精神科医療の役割の明確化(論点1)」と「現在入院している認知症患者への対応および今後入院医療を要さない患者が地域の生活の場で暮らせるようにするための取り組み(論点2)」に整理。今回の会合では、論点1が中心に議論された。論点2は次回(21日開催予定)議論される。

論点1のポイントは、「地域での生活を支えるための精神科医療」「認知症の周辺症状(BPSD)を有する患者への精神科医療」「身体合併症を有する認知症患者への入院医療」「地域全体の後方支援機能」の4つ。

地域生活を支援する精神科医療について、事務局が「専門医の早期診断」「訪問診療・看護や24時間の電話対応」が必要とした点について、「担当する患者数が多くなると、医師が直接電話対応するには限界がある。地域生活を支援するには、医師とそのほかの職種との連携が欠かせない」(長野敏宏構成員



「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の9回目の会合が開かれた(10月14日、厚労省内)

= 財団法人正光会常務理事)などの意見があった。認知症患者を支える地域づくりについては、「介護保険外の支援をする地域住民や関連事業を評価する仕組みが必要」(栗林孝得構成員=社会福祉法人雄勝福社会平成園施設長)などの指摘もあった。

地域ケア会議のロールプレイでマネジメント力磨く—厚労省の指導者研修

キャリアブレイン 2010年10月13日

厚生労働省が主催する「地域包括ケア推進指導者養成研修」が10月13日、東京都内で開かれた。参加した全国各地の地域包括支援センターのセンター長ら約70人が、地域ケア会議のロールプレイなどを通じ、組織間のネットワークを構築するための技術やマネジメント力を磨いた。

地域包括支援センターについては、現場の介護職員や識者から、地域包括ケアを支えるネットワークの中核機関としての機能をもっと強化すべきと指摘する声が上がっていた。こうした声を受け、厚労省では全国各地の地域包括支援センターのセンター長らを対象に、組織運営や地域のネットワーク構築などをテーマとした研修を実施することを決めた。

研修では、地域包括支援センター職員研修関係機関連絡会議の委員らが、地域ケア会議を実施する上での注意点として、会議の開催や設置などに係る責任を明確にする 会議の招集権限を地域包括支援センター長に、明確に与える 個人情報取り扱いルールを明らかにする 司会進行を適切に行える力量を持った職員を配置する 保険者は地域ケア会議を行政施策の一環と明確に位置付け、バックアップする—と指摘。さらに、委員らが具体的な事例を示した上で、事例に合わせた模擬地域ケア会議を実演した。

その後、参加者が「認知症を発症した疑いがあるものの、娘や主治医との関係が悪化し、通院や服薬ができていない80代の女性」に対する支援を議題とした地域ケア会議のロールプレイを実施。当面の服薬確認をヘルパーや訪問看護で行うことや、関係が悪化した主治医に別の医師を紹介してもらって認知症の確定診断を得るなど、具体的な支援の進め方について話し合った。

ロールプレイに先立ち、日本社会福祉士会の塚本鋭裕氏が、現状分析や個別の課題、期待できる効果などを書き出すことで、地域に内在する課題を洗い出す「企画シート」の活用の仕方について説明。また、青梅市地域包括支援センターすえひろセンター長の水村美穂子氏は、ケアマネジャーを対象としたケアプラン相談会の実施など、同センターでの先進的な取り組みについて紹介した。

研修は14日も行われ、発言を促したり、会議などの流れを整理したりするための技術「ファシリテーション」に関する講義や演習が実施される。



地域ケア会議のロールプレイに取り組む「地域包括ケア推進指導者養成研修」の参加者(10月13日、都内)

たまには太陽の子・手をつなく、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなく育成会 社会政策研究所発行